

## 台風接近に伴う気象警報等の発令による特例講座の対応について

### 交通機関の不通

次の①、②のいずれかが該当する場合

- ①京都市バス・京都市営地下鉄全面不通
- ②下記の2以上の交通機関、指定区間において、全てまたは一部が同時に不通
  - ・京阪電車（出町柳～淀屋橋）
  - ・阪急電車（河原町～梅田）
  - ・近鉄電車（京都～奈良）
  - ・JR 西日本（大阪～米原、京都～園部）

### 京都府南部（京都・亀岡）に気象警報発令の場合

- ①暴風警報（京都府南部（京都・亀岡区域）に台風接近に伴い発令された場合）
- ②特別警報（警報の種類にかかわらず、京都府南部（京都・亀岡区域）に発令された場合）

### 授業及び単位認定の取り扱い

#### 1. 授業等の開講基準

- ①午前 8 時までに交通機関開通・警報解除 → 2 講時(10:40)から実施 → 2 講時～5 講時
- ②午前 10 時までに交通機関開通・警報解除 → 3 講時(13:00)から実施 → 3 講時～5 講時
- ③午前 10 時をすぎても交通機関開通・警報解除されない場合 → 全日休講

#### 2. 休講となった場合の単位認定に関する取り扱い

- ・休講となった場合は、補講を別途行います。